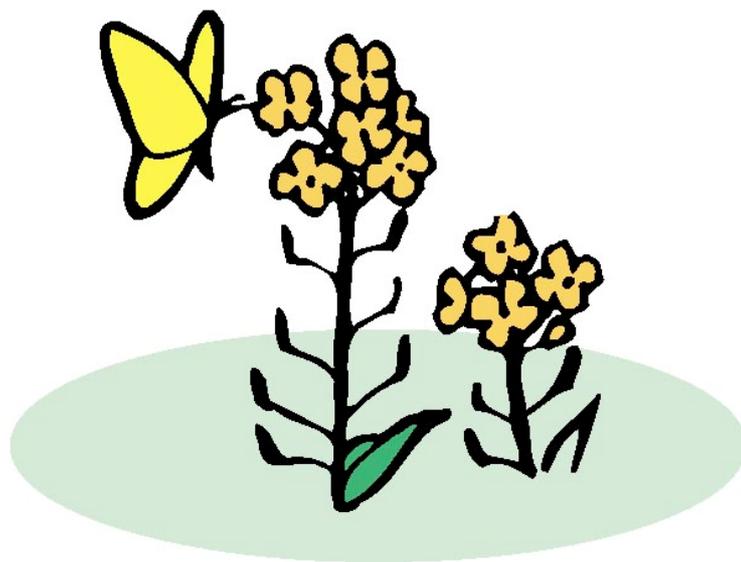


「国分寺市の調達に関する基本指針」 の具現化に向けて

(第1回中間報告)



平成20年3月31日

国分寺市調達推進委員会

目 次

はじめに	… 1
1. 委員会設置の経緯	… 1
2. 審議経過及び内容	… 1
3. 今後のスケジュールについて	… 2
4. 制度・施策化の進んでいる事業等	… 3
（別紙1）国分寺市の調達に関する推進計画（案）	… 4
（別紙2）推進計画個票（案）	… 7
（参考1）国分寺市の調達に関する基本指針	… 27
（参考2）国分寺市調達推進委員会設置規程	… 31

はじめに

「国分寺市の調達に関する基本指針」（平成 19 年 7 月 18 日策定。以下「基本指針」という。）を推進するため、平成 19 年 8 月 27 日に国分寺市調達推進委員会（以下「推進委員会」という。）が設置された。

推進委員会では、基本指針に掲げた基本目標の具現化に必要な制度、施策等について調査・検討し、その結果を市長に報告することを任務としている。

推進委員会はこれまでに 10 回開催し、推進計画案の策定を目指し、審議・検討を行ってきた。

その結果、これまでの委員会での検討結果を踏まえて、以下のとおり中間の取りまとめを行い、市長へ報告することとする。

1. 委員会設置の経緯

国分寺市（以下「市」という。）の公共事業に関する入札及び契約に関する制度（以下「入札・契約制度」という。）について検討するため、平成 18 年 5 月 22 日に国分寺市入札・契約制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置された。

検討委員会では、「公平で公正な入札・契約制度」「品質を確保することができる入札・契約制度」「市の経済の活性化を図る入札・契約制度」等々の入札・契約制度のあり方について、必要な事項を調査検討した結果、「入札・契約制度のあり方に関する報告書」をまとめ、平成 19 年 5 月 7 日に市長へ報告した。

係る報告を踏まえ、基本方針を策定した市は、庁内に新たなプロジェクトチームを設置し、施策化への検討を進めることとした。

2. 審議経過及び内容

推進委員会が設置され、今日まで限られた期間の中で、以下のとおり審議を重ねてきた。

【委員会開催状況】

第 1 回	平成 19 年 8 月 27 日
第 2 回	〃 9 月 27 日
第 3 回	〃 10 月 25 日
第 4 回	〃 11 月 6 日
第 5 回	〃 11 月 26 日
第 6 回	〃 12 月 27 日
第 7 回	平成 20 年 1 月 16 日
第 8 回	〃 1 月 24 日
第 9 回	〃 2 月 25 日
第 10 回	〃 3 月 27 日

上記審議の中で、基本指針を具現化するための「国分寺市の調達に関する推進計画（以下「推進計画案」という。）」及び「国分寺市の調達に関する推進計画個票（以下「推進計画個票案」という。）」について審議を行った。

第10回までにおける審議内容は、以下のとおりとなる。

【審議内容】

（1）推進計画案の検討

基本指針に掲げる基本目標及び個別目標の具現化を目指すため、検討委員会より報告された計画案を基に、計画・施策のあり方等について調査・検討を行い、新たな推進計画案を作成した。

推進計画案の作成に当たっては、検討委員会より報告のあった22項目の施策について、一項目ずつ審議を行い、より具体的な計画として20項目を位置付けた。その後、計画の進め方、実施計画作成のあり方等について協議を行った。

一定の協議・整理を行った結果による推進計画案は、別紙1のとおりとなる。

（2）推進計画個票案の検討

推進計画案を基に設定した計画・施策を整理していくために、推進計画個票案を作成した。

基本指針を具現化するにあたっては、市における推進計画にかかわる部門（以下「推進部門」という。）と基本指針に定める市の調達にかかわる者及びその関係者（市を除く。）（以下「事業者等」という。）における施策の把握と理解が何よりも重要であるとし、施策の行動体系を計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・処置(Action)のPDCAサイクルで検討し、段階を経ながら施策の円滑な具現化を目指すものとした。しかし、具体的な作業手順やスケジュール等を作成するには、推進部門や事業者等への周知、理解及び調整が必要であるため、この中間報告では、「計画」と、その「目標・効果」「計画の考え方」「現状等」までに留めることとした。

現状における推進計画個票案は、別紙2のとおりとなる。

3. 今後のスケジュールについて

今後は、推進部門や事業者等への周知を図るとともに、連携・調整し、推進計画個票案を作成することにより、具体的な計画・施策の進め方等について検討を行い、施策が導入されたものについては、その進行管理を行うものとする。

スケジュール（予定）

平成20年4月	推進計画案に係る推進部門への周知
〃 5月	推進計画案に係る市民説明会の開催
〃 〃	推進計画策定（市長決裁）

平成 20 年 6 月～ 推進部門との調整

推進計画個票作成に係る推進委員会審議

4. 制度・施策化の進んでいる事業等

推進委員会審議に並行し、検討委員会審議報告を受け、制度・施策化が進んでいる事業等については、以下のとおりとなる。

(1) 複数年契約実施要綱（平成 19 年 7 月 6 日策定）

※推進計画 1-(3)-②「施策立案段階から指針の趣旨が反映される仕組みの導入」における施策の一部となる。

(2) プロポーザル方式等による調達手続実施要綱（平成 20 年 3 月 18 日策定）

※推進計画 2-(1)-②「企画等による競争の仕組みの導入」における施策の一部となる。

(3) 低入札価格調査等取扱試行要綱（平成 20 年 4 月策定予定）

※推進計画 1-(3)-①「調達価格の内容を把握し必要に応じ調査・確認等する仕組みの導入」における施策の一部となる。

以上

(別紙1)

国分寺市の調達に関する推進計画（案）

第1 はじめに

この「国分寺市の調達に関する推進計画（以下「推進計画」という。）」は、「国分寺市の調達に関する基本指針（平成18年7月策定。以下「基本指針」という。）」の具現化を推進するため、市が取り組む施策展開の方向性を定めるものである。

なお、この推進計画については、適宜その進展状況を検証しながら必要な見直しを図るものとする。

第2 用語の定義

この推進計画における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 推進部門 市における推進計画にかかわる部門をいう。
- (2) 事業者等 基本指針に定める市の調達にかかわる者及びその関係者（市を除く。）をいう。

第3 推進計画

基本指針第6に定める各個別目標を以下のように整理し、推進計画とする。

1 公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて

(1) 社会的に適正な雇用水準の向上のために

- ① 調達に含まれる人件費が把握できる仕組みの導入
- ② 調達の完了時に労務水準の実施状況が把握できる仕組みの導入

(2) 元請と下請等における関係の適正化のために

- ① 工事等における施行体制や下請負等が把握できる仕組みの導入
- ② 工事等における施行体制、進ちょく状況及び下請負等の状況を調査等する仕組みの導入

(3) 価格入札における秩序の適正化のために

- ① 調達価格の内容を把握し必要に応じ調査・確認等する仕組みの導入
- ② 施策立案段階から指針の趣旨が反映される仕組みの導入

(4) 社会的に公平な雇用の推進のために

- ① 就労困難者の雇用環境の改善に取り組む事業者を評価する仕組みの導入
- ② 男女の就労機会・雇用環境等の向上に取り組む事業者を評価する仕組みの導入

2 品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて

(1) 価格以外の評価による調達方式の推進のために

- ① 随意契約による調達の客観性を確保する仕組みの導入
- ② 企画等による競争の仕組みの導入

(2) 調達成績が検証・評価される仕組みの推進へ向けて

- ① 調達の質を常に均一な水準に保つための仕組みの導入
- ② 調達の履行と結果において客観的な基準により事業者を評価する仕組みの導入

(3) 地球環境へ配慮した調達の推進へ向けて

- ① 環境へ配慮した調達の仕組みの導入
- ② 環境配慮へ取り組む事業者を評価する仕組みの導入

(4) 客観的な調達手続きの促進へ向けて

- ① 調達に関する事務手続きが明確化される仕組みの導入
- ② 様々な調達手続きが客観的に監視される仕組みの導入

3 市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立へ向けて

(1) 地域社会向上へ寄与する調達の推進へ向けて

- ① 市政及び地域社会の向上に寄与する事業者が評価される仕組みの導入
- ② 市内で人材・資材等を調達する事業者を評価する仕組みの導入

(2) 市民協働事業を活発化する調達の推進へ向けて

- ① 市民協働による事業を拡充し促進する仕組みの導入
- ② 市民協働により調達された事業等を評価する仕組みの導入

第4 推進計画の個票の作成

第3に定める推進計画を具現化するため、以下の事項に基づき、個票を作成する。

- (1) 計画の目標と効果 計画の到達点とそれによって求められる効果
- (2) 計画の考え方 計画の概要等
- (3) 市の現状等 計画を必要とする現状
- (4) 計画の進め方 計画を進めるための方策・手順等
- (5) 計画推進時の留意点 計画を進める際に留意すべき事項
- (6) その他 前各号の他必要とする事項

第5 推進計画の段階的な展開

推進計画を展開するにあたり、以下の段階を経ることにより、円滑に推進するよ

う努めるものとする。

- (1) 準備段階 推進部門・事業者等へ施策の周知を図る。
- (2) 試行段階 計画の一部を試行により実施し課題の解消を図る。
- (3) 実施段階 推進部門・事業者等の理解と協力の促進を図る。
- (4) 拡充段階 事業者等の協力度を評価する仕組み導入を目指し施策拡充を図る。又、状況に応じ制度の強化を図っていく。

2 この推進計画は、公表の日から概ね3年を目途に試行実施するものとする。

第6 実施計画の作成

推進部門は、施策展開にあたり、具体的な作業手順やスケジュール等を明示した計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。

2 前項において、推進部門は、当該実施計画を作成するにあたり、国分寺市調達推進委員会（以下「委員会」という。）に対し必要な助言等を求めることができるものとする。

第7 実施計画の円滑な促進のための支援

第6に定める実施計画の作成及びそれに基づく計画の具現化を円滑に促進するため、委員会は推進部門に対し、必要な助言及び事業者等への調査その他必要な支援等を行うものとする。

第8 付則

この推進計画は、市長決裁の日から施行する。

(別紙2)

推進計画個票

通番

1

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「社会的に適正な雇用水準の向上」
推進計画	①	調達に含まれる人件費が把握できる仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、適正に人件費が積算され入札等される環境を整備する。 ○効果 市政の執行において、低賃金問題の改善が図られ、社会的な労務水準の改善が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、市の調達案件における労務環境の適正化を目指すものであり、入札等の価格に適正な人件費が計上されるような環境の整備を目指すものである。これにより、社会的な問題となっている低賃金問題（ワーキングプア）や賃金不払い問題等に対し、社会的な雇用環境改善の一翼を担うことを期待するものである。
3	市の現状等	○入札事業者に対する労務単価を把握等する仕組みが未整備である。 ○労務単価は、工事請負案件で工事費の中で積算されているが、委託契約では、それが不明確であり予算計上においても同様な状況にある。 ○一般の工事では、総額による契約であるため個々の単価は確認されていない。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

2

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「社会的に適正な雇用水準の向上」
推進計画	②	調達完了時に労務水準の実施状況が把握できる仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において、工事等の完了時に労務条件等（賃金・雇用条件等）の履行状況が把握でき、必要に応じて一定の指導的関与を図ることができる環境の整備を図る。</p> <p>○効果 市政の執行において、社会的な労務環境の改善が推進される。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は、適正な労務条件等（賃金・雇用条件等）が確保されて履行された調達であるかどうかを市が把握し、不適切な状況があった場合には、一定の調査等を行うなど、市が指導的に関与することができる仕組みづくりを目指すものである。これにより、不適切な雇用環境の是正を図り、労務環境の適正化を推進するものである。</p>
3	市の現状等	<p>この仕組みは存在しないが、類似する仕組みとして、以下のものがある。</p> <p>○下請負の分業体制の場合、請負業者から「下請負届」を提出させ、下請負契約の内容や金額等を確認(契約書写し添付)している。</p> <p>○一定額以上の下請負契約を特定建設業者が締結する場合、「施工体制台帳及び施工体系図」を作成等することが法的に義務付けられている。（「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」）</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

3

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(2)	「元請と下請等における関係の適正化のために」
推進計画	①	工事等における施行体制や下請負等が把握できる仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において、工事等の施行体制や下請負等の状況が把握できる仕組みを整備する。</p> <p>○効果 市政の執行において、不適切な施工体制や下請負等の状況が防止され良好な履行が推進される。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は、工事等の調達において、あらかじめ施工体制や下請負体制あるいは再委託等の報告を求める仕組みを整備するものである。この仕組みは、特定建設業者による建設工事における一定規模以上の下請負で、「建設業法」等に基づき、施工体制台帳の写しの提出及び施工体系図の作成が義務づけられている。</p> <p>しかし、それ以外の工事等では、東京都の標準仕様書や監督基準を準拠した書類が個々の契約書に仕様書・特記仕様書として添付されているのみで、市の制度的な位置づけがなく、民法に基づく約束事にとどまっている。そこで、受注者が遵守すべき行政上の制度体系として明確化することを目指すものである。</p>
3	市の現状等	<p>○すべての契約案件(=30万円以上)は、原則として東京都の基準に準じた「下請負届(下請契約書の写し添付)」の提出を義務付けている。</p> <p>○修繕は、明確な考え方や基準がないため、対応が統一化されていない。</p> <p>○「建設業法」等に基づき、発注者から直接公共工事を請負った特定建設業者が当該工事を施工するために総額3,000万円以上(建築一式工事にあつては、4,500万円以上)の下請負契約を締結する場合は、「施工体制台帳及び施工体系図」を作成等することが義務付けられている。</p> <p>○委託は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができないものとしているが、再委託申請書の提出により、市が承諾した場合において、再委託ができるものとなっている。</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

4

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(2)	「元請と下請等における関係の適正化のために」
推進計画	②	工事等における施行体制，進ちよく状況及び下請負等の状況を調査等する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において，その成果を的確に検査・検収する環境を整備するとともに，その施行体制，進ちよく状況，成果品，下請負等の契約状況に問題等が生じた場合に一定の対応を図る環境を整備する。</p> <p>○効果 市政の執行において，均一な成果が確保されるとともに秩序のある履行環境が推進される。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は，市の調達における相手方に対し「建設業法」や「下請代金支払遅延等防止法（建設業法対象外を規制するもの）」，あるいは労働関係法の遵守を推進し，市の調達に関わる者に不当な状況やしわ寄せがなされないよう働きかけるとともに，市の検査・検収能力の向上を図るための啓発・研修の推進を目指すものである。</p>
3	市の現状等	<p>○想定される問題事例としては，履行不良による工期等履行遅延，倒産等による履行停止，元請と下請とのトラブル，市民からの苦情，受託者・関係団体等からの各種相談や要請等，担当部署からの問題提起等がある。</p> <p>○問題等が生じた場合に対応するための手順は明確化されていない。</p> <p>○検査員の検査以外に各部署で行う検収については方法等が明確化されておらず，それらへの啓発の研修体制が整備されていない。</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

5

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(3)	「価格入札における秩序の適正化のために」
推進計画	①	調達価格の内容を把握し必要に応じ調査・確認等する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、不適切な入札価格を調査等できる仕組みを整備する。 ○効果 市政の執行において、不良事業者が排除され、適正な調達秩序が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、積算根拠のない、採算性を放棄するような価格で事業者が入札することを防ぎ、適正な調達を図るものである。これにより、成果物の品質確保や工事等における下請への不当なしわよせや労務環境の低劣化を防止することを目指すものである。
3	市の現状等	○現在、落札者に対し積算内容の説明を求める仕組みはない。 ○現在、1,000万円以上の工事案件に限り最低制限価格制度を導入し、予定価格を事前公表している。物品買入や委託等の案件では、最低制限価格制度は実施しておらず予定価格も公表していない。 ○平成20年4月から、低入札価格調査等取扱試行要綱を整備し試行を予定している。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

6

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(3)	「価格入札における秩序の適正化のために」
推進計画	②	施策立案段階から指針の趣旨が反映される仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の事業立案や予算編成段階において、調達コストを適正に積算する仕組みを整備する。</p> <p>○効果 市政の執行において、適切な仕様に基づき明確で適正なコストによる調達が図られる。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は、市の調達において、価格競争を第一義としながらも、受注の採算割れや労務環境の劣化を招きかねない調達コスト算定を避けるために、事業予算の編成段階から基本指針の趣旨を踏まえた事業費の予算計上を目指すものである。</p>
3	市の現状等	<p>○工事関係は、明確な積算単価表に基づき事業費が算定されるため、現状における大きな課題は見当たらない。</p> <p>○委託業務では、事業費を客観的に算定するための積算根拠が一部のものに限られている状況にある。</p> <p>○予算編成にあっては、参考見積を入手したり、前年落札額に準拠するなどしている現状にあり、事業費の内容を判断する方法が見当たらない。</p> <p>○継続的な業務において、前年度落札価格に準拠する予算編成を行っているが、当該価格は個別事業者の経営戦略的価格であり、客観的な積算価格から乖離する問題性がある。</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

7

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(4)	「社会的に公平な雇用の促進のために」
推進計画	①	就労困難者の雇用環境の改善に取り組む事業者を評価する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において、就労意欲のある人々の雇用環境の改善に向けた取組みに努める事業者が評価される環境の整備を図る。</p> <p>○効果 市政の執行において、就労困難者の雇用環境の改善へ向けた社会的気運の醸成が期待される。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は、市が定める「就労困難者への就労支援の方針」に定義される就労困難者のうち、特に高齢・障害等の要因や出産・子育て等の時間的制限により、働く意欲がありながら職につけない人々の雇用環境改善への取組みに努める事業者について、所管部門の実態把握等に基づき調達の場面において評価することを目指すものである。</p>
3	市の現状等	<p>○市内の工事登録事業者が高齢者(60歳以上)及び心身障害者を雇用している場合、建設業法に基づく事業者の格付評価点を各々10点プラスしている。</p> <p>○現在、高齢者雇用施策としては「シルバー人材センター」へ、障害者雇用施策としては「けやきの杜」「はらからの家福祉会」「NPO法人OHANA」等へ、それぞれ優先的に発注を行っているが、訓練的作業の延長にとどまっている状況にある。</p> <p>○障害者雇用対策や高齢者雇用対策等の施策として実施している案件では、全て所管部門が相手方を決めているが、業者選定の客観性の観点で検討の必要がある。</p> <p>○市の「指名競争入札参加者の指名基準」には、適格性の判定事項に「高齢者・心身障害者の雇用状況」という項目はあるが、所管部署による実態調査やその情報提供等の仕組みが未整備である。</p> <p>○市の調達にかかわる場合は、事前登録が必要となっているが、自己申請であり内容のチェックがないため現状の確認がない。</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

8

基本目標	1	「公平で公正な入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(4)	「社会的に公平な雇用の促進のために」
推進計画	②	男女の雇用機会・働く環境づくり等の向上に取り組む事業者を評価する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において、男女の雇用機会均等化や就労環境整備に取り組む事業者を評価する環境を整備する。</p> <p>○効果 市政の執行において、男女雇用問題や少子化問題の改善が推進される。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は、国分寺市男女平等推進条例第6条に定める事業者等の責務である「制度作りや研修を通して社内の意識を向上させる」取り組みを行っている事業者について、所管部門の実態把握等に基づき調達の場面において評価することにより、男女平等や共同参画を進め少子化対策に寄与していこうとするものである。</p>
3	市の現状等	<p>○男女平等・男女共同参画や少子化対策等の促進を図る事業者を客観的に評価する仕組みを有していない。</p> <p>○市の指名競争入札参加者の指名基準には、参加者の適格性判定事項に男女平等等に関する要件がない。</p> <p>○市の調達にかかわる者は事前登録が必要となっているが、自己申請であり内容のチェックがないため現状の確認がない。</p> <p>○市の男女平等推進条例第6条に事業者等の責務規定があるが、実態の把握はしていない。</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

9

基本目標	2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「価格以外の評価による調達方式の推進のために」
推進計画	①	随意契約による調達の客観性を確保する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、随意契約の運用基準を明確化し、均一で客観的な事務処理環境を整備する。 ○効果 市政の執行において、市の判断や事務手続きが客観的に行われ公正・透明な市政運営が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、地方自治法に定める随意契約（入札の方法によらないで相手方を選択し随意に契約を締結する方法）における客観性を担保する仕組みの整備を目指すものである。
3	市の現状等	○随意契約全体を明確化した基準はなく、現在、特命随契についてのみ「特命随意契約のガイドライン（平成15年作成）」により運用しているが、改定する必要が生じている。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

10

基本目標	2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「価格以外の評価による調達方式の推進のために」
推進計画	②	企画等による競争の仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において、価格に限らない必要な要素を求めて評価し調達できるような環境を整備する。</p> <p>○効果 市政の執行において、望ましい品質を主体的に求めて調達することにより、市政の質の向上が推進される。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は、品質・性能の比較や選別ができない価格競争入札制度の課題点を改善し、事業者が企画提案した品質・性能等を総合的に比較選考する方法や、企画提案者自体を総合的に選定する仕組みの導入を目指すものである。</p>
3	市の現状等	<p>○プロポーザル方式は、統一した基準がなく、所管部署において募集要項、評価基準等を作成し実施していたが、平成20年3月18日付「国分寺市プロポーザル方式等による調達手続実施要綱」が策定され、統一的な仕組みが整備された。</p> <p>○総合評価方式については、統一的なガイドライン等はない。</p> <p>○指定管理者の選定では、総合評価一般競争入札に準じた評価方式を採用している（「指定管理者選定評価基準」、「指定管理者候補者選定委員会」等）</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

11

基本目標		2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標		(2)	「調達成績が検証・評価される仕組みの推進へ向けて」
推進計画		①	調達の質を常に均一な水準に保つための仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 客観性のある監督基準を制度化して適正な履行環境を整備するとともに、調達品を検査する能力・体制を強化し、その継続性が担保されるような環境の整備を図る。</p> <p>○効果 市政の執行において、調達の成果の質を的確に判定することにより、新たな調達への評価の根拠を提供する環境が確保される。</p>	
2	計画の考え方	<p>この計画は、会計法・地方自治法により義務づけられている監督制度に関して、市独自の監督基準を制度的に整備し客観性のある監督体制の整備とルール明確化を目指すとともに、検査員の起用に当たっては、専門性を有する人材を継続的に登用して技能習得を担保し、検査の精度を確保することを目指すものである。</p>	
3	市の現状等	<p>○平成18年に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定され、自治体は監督基準の策定・公表等により、統一的な監督の実施に努めるものとなっている。</p> <p>○現在、監督員は、工事担当課又は工事所管部署の担当職員が起用されている。</p> <p>○現在の監督基準は、市が統一的に制定したものでなく、東京都の部局のものを関係部署が任意な判断で準用している。</p> <p>○検査員は、再任用職員1名が1年限りで総務課に配置されており、毎年交代される現状にある。</p>	
4	計画の進め方	審議中	
5	計画推進時の留意点	//	
6	その他	//	

推進計画個票

通番

12

基本目標	2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(2)	「調達成績が検証・評価される仕組みの推進へ向けて」
推進計画	②	調達の履行と結果において客観的な基準により事業者を評価する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において、工事成績をはじめとした様々な方法により事業者の評価を行い、その評価結果を新たな調達へ反映させる仕組みづくりを行う。</p> <p>○効果 市政の執行において、市の調達にかかわる者における社会的責任の高揚が期待され、又、事業結果の評価により、将来への改善・向上へ向けたPDCAサイクル機能が推進される。</p>
2	計画の考え方	この計画は、推進計画により価格以外の要素による調達が積極的に導入された際に、様々な局面での事業者の評価情報を新たな調達の判断要素へと反映させることのできる仕組みの整備を目指すものである。
3	市の現状等	<p>○平成18年に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定され、自治体は工事の適正な施行の確保のため、工事成績評定要領の策定・公表、成績評定結果公表等により、統一的な工事成績評定の実施に努め、工事成績評定に対する苦情処理の仕組み（第三者機関の設置等）を整備することとなっている。</p> <p>○検査員及び監督員ともに平成3年策定の「工事成績評定考査の要領」で工事成績の評定を行っている状況である。</p> <p>○工事成績評定考査の要領、成績評定結果は非公表であり、受注者へは評価結果の通知を行っていない。</p> <p>○成績評定結果の苦情処理についての第三者機関の設置はない。</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

13

基本目標	2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「地球環境へ配慮した調達への推進へ向けて」
推進計画	①	環境へ配慮した調達の仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、環境負荷の少ない物品等を調達する環境を整備する。 ○効果 市政の執行において、環境配慮意識が高揚し循環型社会の促進が図られる。
2	計画の考え方	この計画は、「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（以下「グリーン購入法」という。）、環境基本条例（平成16年条例21号）及び環境基本計画（平成16年策定）に基づき、この法や条例の趣旨を踏まえ策定された「国分寺市グリーン購入基本方針」及び「国分寺市グリーン購入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により、市の事務事業で使用する製品（物品やサービス）を環境負荷の少ないものを選択し、「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目指すものである。
3	市の現状等	○ガイドラインに基づき、特定調達物品をはじめ、環境負荷の少ない製品等の調達の推進を図っている。 ○庁内への周知徹底のほか、市内事業者への協力を求めている。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

14

基本目標	2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「地球環境へ配慮した調達への推進へ向けて」
推進計画	②	環境配慮へ取り組む事業者を評価する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、環境配慮に向けた取り組みを行う事業者が評価されるような環境の整備を図る。 ○効果 市政の執行において、調達にかかわる者の環境配慮意識の高揚が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、市の調達において事業者の環境に対する配慮を確認し、そして環境配慮の高い事業者について評価することにより、調達内容の品質を確保するほか、「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目指すものである。
3	市の現状等	○ISO以外の事業者における環境配慮に対する客観的指標がないため、指名基準に反映する評価の基準づくりが困難である。 ○事業者の環境配慮に対する客観的指標はISO14001に代表される外部認証制度である。このような外部認証制度は導入時や継続に金銭的な負担が発生する。 ○市は、取得に要する経費や継続に要するランニングコスト等を検討した結果、ISO14001の取得を行わず、「環境マネジメントシステム」の策定としている。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

15

基本目標	2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(4)	「客観的な調達手続きの促進へ向けて」
推進計画	③	調達に関する事務手続きが明確化される仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、調達にまつわる諸事務手続きの仕組みが客観的に明確化される環境を整備する。 ○効果 市政の執行において、調達の手順、判断及び決定に関する公正性・透明性の確保が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、調達に関する事務手順や判断根拠を客観的に明確化することにより、市の行う判断、選定及び決定等から不明瞭を排除し、行政事務の均一な行動と判断を担保することを目指すものである。
3	市の現状等	○現在、随意契約については、特命随意契約の基準のみである。（「特命随意契約のガイドライン（平成15年作成）」） ○プロポーザル方式に関する事務要領は、所管部署で個別に募集要項、評価基準等を作成している状況である。 ○庁内の契約事務を担当する職員向けの事務手引書はない（研修会用資料はある。）
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

16

基本目標	2	「品質を確保することができる入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(4)	「客観的な調達手続きの促進へ向けて」
推進計画	②	様々な調達手続きが客観的に監視される仕組みの導入
1	計画の目標・効果	<p>○目標 市の調達において、中立・公正の立場から調達手続の審査等を客観的に行うことのできる環境を整備する。</p> <p>○効果 市政の執行において、調達手続の公平性、公正性及び競争性の確保が推進される。</p>
2	計画の考え方	<p>この計画は、市の調達に関する諸事務手続（競争資格の設定・確認、指名の経緯等）について問題や課題の有無を定期的にチェックするとともに、必要に応じ市長へ具申等を行う仕組みの整備・導入を目指すものである。</p>
3	市の現状等	<p>○現在、市の調達手続のあり方や改善等について、中立・公正の立場から市長へ意見・具申を行う仕組みはない。</p> <p>○現在、監査委員による財務監査において、運用状況をチェックし必要な調査等により、市長へ是正改善を具申している。</p> <p>○現在、監査委員による定例的な監査（例月出納検査）の中で、入札状況（契約台帳・入札経過調書・落札比率一覧）を監査している。</p> <p>○平成18年度の入札・契約制度検討委員会の報告で「他の委員会を設置するのではなく、監査委員の所掌とすることが望まれる。」という提言が出されている。</p>
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

17

基本目標	3	「市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「地域社会向上へ寄与する調達推進へ向けて」
推進計画	①	市政及び地域社会の向上に寄与する事業者が評価される仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、市政や地域社会の向上へ寄与する事業者を評価する環境を整備する。 ○効果 市政の執行において、市内事業者の地域貢献により、市政支援への環境が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、市にとって望ましい調達を得るために重要な役割を發揮する調達相手について、地域社会や市政の向上を推進する事業者を評価し、より適格性を有する調達相手の確保を目指すものである。
3	市の現状等	○本市以外の都内全ての自治体で市（区）内事業者を優遇（又は市外事業者を制限）する制度を設けている。 ○市の「指名競争入札参加者の指名基準」には、市内事業者を優先できる明確な根拠規定がない。 ○市内に本店を有する事業者と営業所を有する事業者とを区別して判断すべきとの要請が出ている。 ○現在、市と市内事業者との間で、災害時の協力体制の協定を結んでいる。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

18

基本目標	3	「市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(1)	「地域社会向上へ寄与する調達推進へ向けて」
推進計画	②	市内で人材及び資材等を調達する事業者を評価する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、下請負や資材等を市内で調達する環境を構築し、その取組みを評価する仕組みを整備する。 ○効果 市政の執行において、地域社会の雇用及び経済環境に対し活性化が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、市の発注する調達において、地域社会の人材・資材等を有効に活用する仕組みを整備しようとするものである。
3	市の現状等	○現在、工事請負契約時に総務部長名文書（「下請契約における適正化等について」）により「元請業者は、可能な範囲において国分寺市在勤、在住の大工、とび職、左官、電工、塗装等の業者を下請として使用すること」を要請している。 ○指定管理者の選定時に「地域雇用の状況」を評価項目としている。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

19

基本目標	3	「市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(2)	「市民協働事業を活発化する調達の推進へ向けて」
推進計画	①	市民協働による事業を拡充し促進する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、市と市民活動団体との総意により事業展開される環境を整備する。 ○効果 市政の執行において、市民のニーズに沿った施策展開によりサービスが向上し、市民の地域活動や社会参加の機会が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、市の施策全体を市民の視点を踏まえて洗い出しを行い、市民協働事業の効果や合理性の検証により市民協働事業を推進し拡充する環境の整備を目指すものである。
3	市の現状等	○平成14年作成の「市民活動団体との協働の指針」に基づき、各種事業を市民活動団体に委託している。 ○市民協働事業の契約方法は、随意契約や、公募（プロポーザル方式）して協働事業審査会に諮って選定している。 ○平成19年5月「市民活動団体との協働事業の手引き」を作成し推進を図っている。 ○提案型協働事業(平成20年度から3箇年)を試行実施するため、平成19年度に提案を募集している。 ○業務内容の特殊性により、担い手が限られることが多く、競争性に課題を有する。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

推進計画個票

通番

20

基本目標	3	「市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立へ向けて」
個別目標	(2)	「市民協働事業を活発化する調達の推進へ向けて」
推進計画	②	市民協働により調達された事業等を評価する仕組みの導入
1	計画の目標・効果	○目標 市の調達において、市民協働による事業等を評価する環境を整備する。 ○効果 市政の執行において、市民協働事業の質が向上し施策展開が推進される。
2	計画の考え方	この計画は、市民協働事業の完了時に第三者的な視点でその成果を評価するとともに、課題の改善等を研究することにより施策の発展を目指すものである。
3	市の現状等	○協働事業を実施後、市(発注担当課)及び市民活動団体において、「市民活動団体の手引き」中の「ふりかえりシート」により、事業の計画づくり、実施、効果及び影響などについて自己評価を実施し、その後の協働事業に反映させている。 ○「市民活動団体との協働の指針」(平成14年)に基づく取組課題「市民活動団体と国分寺市との協働2004・2005」で、協働事業評価委員会を設置することとなっている。 ○「提案型協働事業基本方針」(平成20年度～3年間試行)で、「協働事業評価委員会」を設置することとなっている。
4	計画の進め方	審議中
5	計画推進時の留意点	//
6	その他	//

(参考1)

国分寺市の調達に関する基本指針

平成19年7月18日策定

第1 制定の趣旨

市は、市政を推進するために、さまざまな「もの・人・サービス」を契約等により広く外部から調達しているが、それらは、市政の質に深くかかわるものである。そこで、市は、市政目標の実現に寄与すべき調達の基本的なあり方を明確化するため、「国分寺市の調達に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」を定めるものとする。

第2 基本理念

市は、より良い地域社会の実現に向けて、不断に市政推進に取り組む必要がある。そして、それらの事業遂行に伴う様々な調達手続き（発注から履行完了時の検査及び検証・評価までを含む。以下同じ。）は、事業実現を担保するとともに、地域社会をも向上させる機能と役割が求められる。

そこで市は、様々な調達手続きにおいて、公正性、透明性及び競争性を発揮するとともに、地域社会や地域経済の向上に寄与する機能と役割を発揮することをこの基本指針の柱に定め、これを基本理念と位置づけるものとする。

第3 市の責務

市は、市政執行に伴う調達手続きのあらゆる場面において、常にこの基本指針の具現化に努めるものとする。そのために市は、事業を実施するすべての部門において、調達に先立つ予算編成はもとより、施策の構想又は立案段階から常にこの基本指針を踏まえ、市政推進に努めるものとする。

第4 市の調達にかかわる者の責務

市の事業を受注等する者又は受注等しようとする者（以下「市の調達にかかわる者」という。）は、市政を実現する事業の履行者又は履行予定者として社会的責任を負う立場にあることを重く受け止め、その調達手続きにおいて、常にこの基本指針の実現に寄与するよう努めるものとする。

第5 基本目標

この基本指針に掲げる基本理念を具現化するため、以下のようにその基本的な目標を明確化し区分する。

1 公平で公正な入札・契約制度の確立

市は、調達手続きの秩序を適正化し、公平で公正な入札・契約制度の確立に努めるも

のとする。

即ち、法令や社会水準に適合する適正な履行体制が確保されるための環境を整備するとともに、不信用・不誠実な者、低価格の入札、不適正な積算及び談合行為など、調達手続きの秩序を低下させ混乱させるさまざまな事象を予防・排除し、あわせて、それらが生じた場合の対応策を明確化するよう努めるものとする。

また市は、調達の手続きや手順に関する取り決めに明確化して調達環境の客観化を図るものとする。

2 品質を確保することができる入札・契約制度の確立

市は、調達において、最良の品質が最適な価格水準によって確保されるよう、手続きの適正化に努めるものとする。

また市は、調達しようとするものに品質等の基準や規格等が社会的に定められている場合、それらの適用を図るものとする。

3 市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立

市は、地域の経済振興に寄与すべき調達手続きを具現化し、それを推進するものとする。

また市は、市民協働による市政促進が発揮されるべき調達手続きの具現化を目指すものとする。

第6 個別目標

基本目標を施策として展開するため、市の調達が役割を担うべき目標を以下のように整理し、個別目標として定める。

1 「公平で公正な入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

(1) 社会的に適正な雇用水準の向上

市は、調達する事業において、適正な労働条件や賃金水準が確保される必要があるため、それらの実施状況を把握できる環境の整備を図るものとする。

また、市の調達にかかわる者は、常に労働関係法令を遵守することはもとより、適正な労働条件及び賃金水準を確保するよう努めるものとする。

(2) 元請と下請等における関係の適正化

市は、市の調達にかかわる者における施工体制や請負体制を適確に把握するものとする。

また、市の調達にかかわる者は、適正な履行体制を図るため、元請と下請等との間における手続きの適正化及び明確化の確保に努めるものとする。

(3) 価格入札における秩序の適正化

市は、市へ損害を与えるような不当な入札価格及び行為等を調査・排除等する監視制度や仕組みを確立することにより、品質にふさわしい価格による調達手続が達成されるよう秩序の適正化を確立するものとする。

また、市の調達にかかわる者は、関係法令を遵守することはもとより、積算の内容等を明確な根拠に基づき説明する責任を負うものとする。

施策化の局面では、競争入札にふさわしい案件に対し落札率の低減化を促進して調達価格の適正化を図るものとする。

(4) 社会的に公平な雇用の推進

市の調達にかかわる者は、障害者・高齢者などの就労困難者に対する雇用促進に努めるとともに、子育てを支援し男女平等を推進することにより公平な労働環境の向上を推進するものとする。

2 「品質を確保することができる入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

(1) 価格以外の評価による調達方式の推進

市は、調達手続きのうち、価格による手続きがなじまないことが認められるものに対し、総合評価方式やプロポーザル方式など価格以外で評価・判断する調達手続きを整備するものとする。またそのために市は、係る調達手続きの対象とすべき事業と手続き方法等を明確化するものとする。

(2) 調達成績が検証・評価される仕組みの推進

市は、調達するものに対する安全性と信頼性を確保するため、履行中の事業の工程を進行管理等する手順や完了時の検査を客観的に評定する基準を整備してマニュアル化するとともに、専門的判断力を有する者の判定による適確な検証手続きを確立するものとする。

また市は、それらの検証結果を調達手続きへ適切に反映する仕組みを整備するとともに、市の調達にかかわる者の実績を適正に評価する環境を整備するものとする。

(3) 地球環境へ配慮した調達の推進

市及び市の調達にかかわる者は、地球的規模で取り組む必要のある環境配慮対策を、調達手続きにおいて具現化するよう努めるものとする。また、そのために市は、調達に先立つ事業立案及び予算編成段階から、市が定める環境配慮に関するルールを念頭に置いた施策の推進に努めるものとする。

(4) 客観的な調達手続きの促進

市は、調達に係る事務手続きについて、その根拠や考え方を明確に説明できる環境を確立するために、判断基準や事務マニュアルを整備して事務手続きの客観性、均一性及び透明性を図るものとする。

3 「市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

(1) 地域社会向上へ寄与する調達の推進

市は、調達手続きにおいて、国分寺市の経済の活性化を図るため、市内事業者を対象に調達実績や市政への貢献活動等を評価に加味する仕組みの検討及び導入に努めるものとする。

(2) 市民協働事業を活発化する調達の推進

市は、調達手続きにおいて、市民協働が促進されるために必要な仕組みや環境の整備に努めるものとする。また、その場合市は、市民協働に関する事業の成果が検証・評価される仕組みを整備するものとする。

第7 推進計画

市は、この基本指針に示した目標の具現化を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。なお推進計画は、そこに掲げられる事業が緊急性又は政策順位等を踏まえて展開される必要があるため、この基本指針とは別に定めるものとする。

(参考2)

国分寺市調達推進委員会設置規程

(設置)

第1条 国分寺市の調達に関する基本指針（平成19年7月18日策定。以下「基本指針」という。）を推進するため、国分寺市調達推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、基本指針に掲げた基本目標の具現化に必要な制度、施策等について調査検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、職員12人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

国分寺市調達推進委員会委員名簿

所属・役職	氏名
政策部政策経営課	久保 祐司
政策部財政課財政担当係長	宮本 学
◎総務部総務課長	保坂 剛
市民生活部経済課	長田 周一郎
福祉保健部障害者相談室庶務係長	野口 栄
福祉保健部生活福祉課	松尾 聖子
都市建設部建設課設計工事係長	渡邊 芳幸
都市建設部用地課用地担当係長	梶田 満
環境部環境計画課環境計画係長	増田 章司
教育委員会庶務課経理等担当係長	日高 久善
教育委員会庶務課施設係長	中島 博正
○監査委員事務局監査担当係長	佐藤 玲子

◎……委員長

○……副委員長